

堺市立農業公園「加工体験施設」指定管理者候補者の選定について
(非公募理由)

ハーベストの丘は、農業振興と集客事業を複合的に推進する必要があり円滑な事業運営を図るには地元農業団体、民間事業者の経営ノウハウの活用が欠かせないものであることから、平成10年11月に堺市と株式会社ファームとの間で「緑のミュージアムの整備運営に関する基本協定」を締結した。

この基本協定においては、堺市と株式会社ファームは共同してハーベストの丘を設置することを約定し、公共施設と民間施設の設置および運営管理の役割分担を定めている。

また、施設の管理運営を行うに当たっては、堺市と株式会社ファーム及び堺市農業協同組合が経営参画する株式会社堺ファームを設立し、互いに連携協調し事業を推進してきた経緯がある。

さらに、株式会社堺ファームには、農産物加工や製造等の特殊技術及び集客ノウハウを有することから、開設当初から再委託等により実質的に農業公園「加工体験施設」の管理運営にかかわってきた実績と、ハーベストの丘において自らの農業公園を運営してきた実績がある。

堺市立農業公園には、上記のような施設の設置・運営経緯並び平成18年度からの指定管理者としての実績を加え、ハーベストの丘全体の効率的な運営を行うために本市が出資した法人である株式会社堺ファームを「加工体験施設」の指定管理者として更新するのが最も適切であり、他の団体ではこのような連携協調した管理運営は望めないものと判断した。